

岡山地方最低賃金審議会

第4回 岡山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時：令和6年8月5日（月）13：00～16：35

開催場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 共用会議室2D

1 主な審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

2 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側 委員	<p>●金額提示 54円</p> <ul style="list-style-type: none">・格差と貧困は社会的問題、求めているところは連合リビングウェイジの水準である。・地域間格差については、大企業と中小企業との賃金格差を言っているのではなく、あくまで最低賃金における地域間格差、額の開きである。広島とは、2010年に21円だった額差が2023年までに17円も開き38円となった。 目安どおりだと格差が埋まらない。・再々提示額54円：広島との差額が38円であることから、企業負担を考慮したうえで、中長期的に（10年で）解消するため、目安額50円に4円（$\div 38円 \div 10年$）を足した額とする。
使用者側 委員	<p>●金額提示 46円</p> <ul style="list-style-type: none">・再々提示額46円：目安額は1,004円に対しての50円プラス（4.98%）であるから、岡山県最低賃金額932円で同等の率（4.94%）に置き換えると46円プラスが妥当である。・岡山県の実態を見ていただきたい。 目安額をそのまま右にならえで採用するのはおかしい。・影響率も非常に高くなっている。
公益委員	<ul style="list-style-type: none">・硬直状態が続いており、公益見解は慎重に考えて判断したい。

3 審議の結果

労使双方から再度金額提示があったが、提示額になお開きがあり、公益委員の提案により労使協議に移った。

労使協議の結果、提示額に歩み寄りがなく硬直状態となったことから、労使双方から公益見解を求められた。

公益委員で協議を行ったが、公益見解額を判断するまでに至らなかったことから、第5回専門部会を開催することとなった。

第5回専門部会 8月6日（火）13時～